

鶴岡市が委託する「鶴岡市学校給食センター（藤島・櫛引・朝日・温海）調理・配送等業務公募型プロポーザル実施要領」の公募型プロポーザルに関する各種手続、要件及び選定等の内容について必要な事項を次のとおり定める。

令和6年8月21日

鶴岡市長 皆川 治

鶴岡市学校給食センター（藤島・櫛引・朝日・温海）調理・配送等業務公募型プロポーザル
実施要領

1 業務概要

（1）目的

本業務は、安全で栄養バランスのとれたおいしい学校給食の提供はもとより、衛生管理の徹底や食物アレルギーへの的確な対応など、より安全で衛生的な給食を安定して提供できる技術と知識を兼ね備えた最適な事業者を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、提案能力、費用対効果等の総合的観点から、公募型プロポーザル方式により受託業者を選定することを目的とする。

（2）業務委託名

①藤島ふれあい食センター	調理・配送等業務委託
②櫛引学校給食センター	〃
③あさひ給食センター	〃
④あつみっこ給食センター	〃

（3）業務場所

①藤島ふれあい食センター	鶴岡市藤浪三丁目95-9
②櫛引学校給食センター	鶴岡市上山添字成田21番地4
③あさひ給食センター	鶴岡市本郷字中田30番地1
④あつみっこ給食センター	鶴岡市大岩川字黒岩35番地

（4）業務内容

別紙仕様書のとおり

（5）履行期間

①藤島ふれあい食センター	令和7年4月1日～令和10年3月31日
②櫛引学校給食センター	〃
③あさひ給食センター	〃
④あつみっこ給食センター	〃

2 委託料の上限額

委託料は3年間の上限額とし、次のとおりとする。なお、参考見積書の金額が、上限額を超過した場合は失格とする。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 藤島ふれあい食センター | 1 6 7, 7 3 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む。) |
| (2) 櫛引学校給食センター | 1 0 0, 5 9 0 千円 (") |
| (3) あさひ給食センター | 8 5, 8 6 0 千円 (") |
| (4) あつみっこ給食センター | 1 0 1, 0 4 0 千円 (") |

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、プロポーザルへの参加申込書を提出する日において、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (4) 地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 市町村税(法人にあっては代表者個人の市町村税を含む。)、法人税、消費税及び地方消費税並びにその延滞金を滞納していないこと。
- (6) 山形県内に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを有し(委託業務開始前までに設置予定の場合も含む)、本市と速やかに連絡調整が取れること。
- (7) 学校給食法(昭和29年法律第160号)に規定する学校給食の調理業務について、直近3年において、1施設の調理食数が、1回当たり300食以上の業務履行実績を有していること。
- (8) 学校給食について深い理解を有し、学校給食衛生管理基準(平成21年文部科学省告示第64号)及び大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日厚生労働省衛生第85号別添最終改正平成29年6月16日生食発0616第1号)を厳守した業務が遂行できること。
- (9) 過去2年以内において食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定による営業停止処分を受けたことがなく、かつ食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがないこと。
- (10) 本件委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (11) 万一契約不履行があった場合、又は契約の履行が不可能となった場合に、契約の履行を保証するため、契約時に本必要資格条件を満たす履行保証人を定めることができること。
- (12) 支払限度額が1事故当たり1億円以上の賠償責任保険(製造物責任法に基づくものをいう。)に加入しており、本業務に対応していること。
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (14) 前号に掲げる者から委託を受けていないこと。

4 スケジュール（予定）

（１）選定委員会の設置

受託者の選定に当たり、「鶴岡市学校給食センター 調理・配送等業務公募型プロポーザル候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。

（２）１次審査及び２次審査

参加事業者が各センターにおいて４者を超える場合は、１次審査（書類審査）を行い、上位４者について２次審査（プレゼンテーション審査）を行う。なお、参加事業者が１者の場合でも２次審査を行う。

（３）実施スケジュール

年 月 日	内 容
令和６年 ８月２１日(水)	実施要領公表
令和６年 ９月 ４日(水) １７時	現場説明会参加申込書の提出期限
令和６年 ９月 ７日(土)	現場説明会
令和６年 ９月２０日(金) １７時	質問書の提出期限
令和６年 ９月２７日(金) １７時	質問への回答期限
令和６年１０月１１日(金) １７時	参加申込書の提出期限
令和６年１０月１５日～１７日	１次審査（参加資格確認）
令和６年１０月２３日(水)	１次審査結果通知
令和６年１１月 １日(金)	企画提案書等の提出期限
令和６年１１月１３日(水)を予定	提案書等に関するプレゼンテーション審査（２次審査）
令和６年１１月下旬	審査結果の通知
令和６年１２月下旬	契約締結
令和７年 ２月～	準備期間（現場引継）
令和７年 ４月 １日(火)	業務開始

5 現場説明会の開催

現場説明会を以下のとおり開催する。

（１）日時

①あつみっこ給食センター	令和６年９月７日（土）	９時～
②鶴岡市あさひ給食センター	〃	１１時～
③鶴岡市櫛引学校給食センター	〃	１３時３０分～
④鶴岡市藤島ふれあい食センター	〃	１５時～

（２）留意事項

- ①現場説明会に参加を希望する者は、令和６年９月４日（水）１７時までに現場説明会参加申込書（様式第１号）を鶴岡市学校給食センターに持参、郵送、ＦＡＸ又は電子メールにより提出すること。
- ②参加する際は、各自、参加を希望する施設に集合すること。

③調理室に入場するので、清潔な白衣、帽子、マスク及び内履きを持参すること。また、事前に腸内細菌検査結果表（腸管出血性大腸菌を含む。）を提出すること。

④現場説明会への参加人数は1事業者につき、2名までとする。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルへの質問がある場合は、次のとおり質問ができるものとする。

（1）提出期間

令和6年9月7日（土）～令和6年9月20日（金）17時必着

（2）提出方法

別紙「質問書（様式2）」に質問事項を記入の上、鶴岡市学校給食センターに電子メール、又はファックスで送信する。なお、送信後は電話により受信確認を行うこと。

（3）回答方法

令和6年9月27日（金）午後5時までに、本市ホームページに公開する。

7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する者は、下記のとおり書類を提出すること。

（1）提出期間

令和6年9月30日（月）～令和6年10月11日（金）午後5時まで

（2）提出先

鶴岡市学校給食センター

（3）提出方法

郵送又は持参による提出とする。

※持参の場合は午前9時から午後4時までの間に限り、郵送の場合は書留郵便による期限内必着とする。

（4）提出書類

①参加申込書（様式第3号）

②会社の概要（様式第4号）

③類似業務等受託実績に関する報告書（様式第5号）

④参加要件確認書（様式第6号）

8 第1次審査（書類審査）

選定委員会事務局が参加申込書等の書類をもとに、本実施要領に記載している参加要件を満たしていることを確認するとともに、1次審査として業務実績等に関する書類審査を「1.1 評価基準及び配点」の1次審査の評価基準に基づき審査する。1施設につき参加事業者が4者を超える場合は、1次審査において4者を選定する。なお、同点による場合は、配置予定技術者の業務実績を優先して選定する。審査に当たって内容の確認が必要な場合は、事業者へ個別に質問する場合がある。

（1）審査予定時期

令和6年10月15日（月）～17日（木）を予定

（2）1次審査結果の通知

審査結果及び企画提案書の提出要請については、令和6年10月23日(水)までに書面により通知する。なお、審査内容及び選定結果に対しては、異義を認めない。

(3) 辞退

1次審査結果の通知を受領後に辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに「参加辞退届(様式第9号)」を提出すること。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和6年10月23日(水)～令和6年11月1日(金)午後4時まで

(2) 提出先

鶴岡市学校給食センター

(3) 提出方法

郵送、又は持参による提出とする。

※持参の場合は午前9時から午後4時までの間に限り、郵送の場合は書留郵便による期限内必着とする。

(4) 提出書類

提出書類に記載する表現については、専門知識を有しない者でも理解できるよう専門用語は極力使用せずにわかりやすい内容とすること。なお、やむを得ず使用する場合は、用語に注釈を付けること。

また、提出書類については、順に編綴することとし、添付書類がある場合は、各様式の後ろに重ねること。

ア 企画提案書(様式第7号)・・・正本1部、副本9部

別紙の「鶴岡市学校給食センター調理配送業務等業務仕様書」に基づき、次の項目についてその提案を作成すること。

- ① 学校給食に対する基本的な考え方(様式7-1)
- ② 給食業務の実施体制(様式7-2)
- ③ 衛生管理等の対応(様式7-3)
- ④ 非常災害時の対応(様式7-4)
- ⑤ コスト削減(様式7-5)

イ 見積書(様式第9号)及び見積り内訳書(様式第9-1号)・・・正本1部

- ① 見積書の金額は、2の委託料の上限額を上回らないこと。
- ② 施設ごとに作成すること。

ウ 企画提案書の書式

- ① 提案書類は、原則A4版、縦長、横長、左綴じとする。
- ② 提案書に記載する基本の文字の大きさは10.5～12ポイントとし、書体は任意とする。ただし、強調等する部分の文字の大きさは任意とする。
- ③ 文字を補完するためのイラスト、イメージ図、写真等は、使用してもよい。
- ④ パンフレット等があるときは添付してもよい。
- ⑤ 各ページ下部余白にページ番号を付すこと。

(5) その他

- ・提案は、1 参加者につき 1 件のみとする。ただし、見積書（様式第 8 号）は施設ごとに作成する。
- ・本要項に規定する提出書類に不備があった場合は、これを受け付けない。
- ・提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- ・業者選定を行うために必要な範囲において、提案書を複写作成することがある。
- ・提案内容等を確認するため、聴き取りを行う場合がある。

10 2次審査

企画提案書の内容等について、プレゼンテーションを実施する。

(1) 審査予定時期

令和 6 年 1 1 月 1 3 日(水)を予定（開催時間、場所等は、別途通知）

(2) 実施方法

プレゼンテーション参加人数は、3 人までとする。当日の追加資料の配布は認めない。2 次審査は、非公開とする。

ア プレゼンテーションに要する時間

企画提案書の説明 20 分以内、質疑応答 15 分程度とし、出退及び機器準備・撤去を含めて 40 分以内とする。

イ プレゼンテーションに要する機材

プレゼンテーションにおいて、パソコン等の機器を使用する場合は、提案者側で準備すること（モニターは市で準備する。）。

パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、「9（4）ウ」の企画提案内容と同様のものとする。

ウ プレゼンテーション方法の変更

社会的な要因でプレゼンテーション等の実施を目的とした会議の実施が困難な場合は、プレゼンテーションに係る動画データを提出するものとし、選定委員会は、当該動画データにより審査を実施するものとする。

なお、質疑がある場合は、後日、市から質疑の内容を電子メールにて送付することとし、提出者は原則として送付された日に回答するものとする。

(3) 2次審査結果の通知

施設ごとに審査し、審査結果はすべての提案者に書面をもって通知する。（令和 6 年 1 1 月下旬予定）

なお、審査内容及び選定結果に対しては異議を認めない。

(4) 審査結果の公表

審査結果を本市ホームページに掲載する。

なお、受託候補者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

11 評価基準及び配点

企画提案書の評価は、以下の評価基準について５段階の評価を行い、総合点は２００点とする。

《１次審査》

項目	評価基準	配点
１．業務の実績等	・大量調理施設での給食調理実績は十分か。	２０
２．会社の経営状況	・経営基盤は安定しているか。	２０

《２次審査》

項目	評価基準	配点
３．学校給食に対する基本的な考え方	・安全でよりおいしい給食を提供するための理念・方針とその実現に向けた取り組みや工夫はあるか。	２０
	・給食センターと協力して食育の推進に向けた取り組みや工夫はあるか。	５
	・地場産物利用に対する理解と対応が充分か。	５
４．給食業務の実施体制	・安全安心な給食づくりのため、人員配置計画、配置予定者の資格、欠員の補充など、業務実施体制は適切か。	１５
	・地元採用に当たり明確な雇用計画があるか。	
	・長期雇用に向けて積極的に取り組んでいるか。	
	・従業員への指揮命令系統が明確であり、調理責任者による従事者の業務マネジメントは適切に行われる体制か。	５
５．衛生管理等の対応	・従業員の研修体制及び年間の研修計画は充分か。	１０
	・開業前の研修リハーサル計画は適切か。	
	・熱中症の予防など、従業員が安全に作業のできる業務環境に配慮しているか。	５
６．非常災害時の対応	・「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設管理マニュアル厚生労働省」を踏まえた衛生管理や健康管理等の考え方や内容が優れているか。	１５
	・食中毒防止や異物混入等の事故に対し、マニュアル等の具体的防止対策は確立されているか。	１５
	・食物アレルギーへの取り組みや防止対策は確立されているか。	１０
７．コスト削減	・調理事故（食中毒・異物混入・食物アレルギー事故）が発生した場合の対策が確立されているか。	１０
	・自然災害等が発生した場合の対応や市への協力体制が確立されているか。	
８．見積金額に関する評価	・光熱水費や調理残さの削減などコスト削減方針はあるか	５
	・見積金額（参加事業者中最低見積金額／当該事業者見積価格）×４０	４０

	※見積金額は税抜きとする。算出された評価点の小数点第1位を四捨五入する。	
総合点		200

12 受託候補者の選定

- (1) 施設ごとに、2次審査の評価点数に1次審査の評価点数を加えた合計点が最も高い提案者を本業務の受託候補者とし、業務委託契約の締結について協議する。なお、各委員の評価点の平均が120点に満たない者は、受託候補者として選定しない。
- (2) 合計点が同点により2者以上となった場合は、それらのうち、1位（同順1位を含む）とした委員の人数が最も多い提案者を上位とする。1位とした委員の人数が同数の場合は、2位以降について同様の判断を繰り返し行うものとする。
- (3) 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において委員の評価点の平均が120点以上であれば当該提案者を受託候補者とし、協議を行う。
- (4) 受託候補者が、「3 参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の受託候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに受託候補者として選定するものとする。

13 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、失格となる。

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (2) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 委託費の上限額を超えた見積額を記載した企画提案書を提出した場合
- (8) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (9) その他市の指示に違反する場合

14 契約の締結等

受託候補者と委託内容、経費等について再度調整を行い、委託条件を協議の上委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の記載があったとき又は協議が不調のときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会で順位付けられた上位の者から順次、契約締結の協議を行う。

15 その他留意事項

- (1) 提案書の作成等プロポーザルへの参加に関して必要な費用は、参加者負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果に関わらず返却しない。なお、提出された資料は本業務に係る業者選定以外の用途には使用しない。

- (3) 本実施要項に基づき提出された提案書等は、鶴岡市情報公開条例の規定に基づき公開の対象となる。

16 問い合わせ先及び書類提出先

鶴岡市学校給食センター（担当：飯野）

所在地 〒997-0841 鶴岡市白山字西野148番地1

電話番号 0235-22-0411

FAX番号 0235-22-0181

メールアドレス iino@city.tsuruoka.yamagata.jp